

第4部 国際関係の動き

第19章 概括

第1節 多国間での国際協調

G20 議長国（任期は2018年12月から2019年11月末）として提起した金融分野において取り組むべき世界共通の課題について、引き続き議論を主導した。特に、各国間の規制の齟齬や重複が原因となって生じる金融市場の分断回避については、IOSCOにおいて、金融庁・国際証券監理官が作業グループの共同議長として、市場の分断に対処するための各当局間における「依拠」(Deference)の活用に関する好事例（グッドプラクティス）の取りまとめの議論を主導するなど、我が国がG20議長国をサウジアラビアに引き継いだ後も、G20における議論の進展に貢献した。

また、コロナ拡大を受けて、金融安定理事会（FSB）やその他基準設定主体においては、各国施策について迅速な情報共有が行われたほか、規制の実施時期延期など各国で足並みを揃えた対応がとられた。こうした中で、金融庁は、2019年9月に金融庁・金融国際審議官（当時）が就任したFSB規制監督上の協調（Supervisory and Regulatory Cooperation）に係る常設委員会議長としての立場も活かし、規制・監督上の対応についての各国当局と民間金融機関の意見交換のためのワークショップの議長を務めるなど、国際的な議論に貢献した。

第2節 国際的な当局間のネットワーク・協力の強化

I 米欧

米欧当局と、金融規制・監督の協力について、精力的に対話を実施した。特に、危機対応については、欧州当局（欧州・単一破綻処理委員会、欧州委員会、欧州中央銀行）と日本当局（金融庁、日本銀行、預金保険機構）の間でワークショップを開催（2020年2月）したほか、欧州・単一破綻処理委員会との間で銀行の破綻処理の分野での協力に係る書簡交換（2019年10月）を行う等、各国関係当局との連携を進めた。

II 中国

①中国金融当局との協力関係の更なる強化（日中金融当局による監督者会合開催（2019年11月）、第2回等）、②我が国金融機関による中国市場参入の進展（邦銀に対する債券引受資格付与（2019年9月）や債券決済代理人資格付与（2020年6月）の実現）、我が国証券会社の中国市場進出の進展等、③我が国の金融協力のプラットフォームとして官民が一堂に会する「中国金融研究会」の開催（2019年12月、第4回等、日中金融協力は更に前進した。

Ⅲ そのほかアジア・新興国等

我が国本邦金融機関の進出支援の観点も踏まえつつ、相手国のニーズに寄り添った技術協力プログラム実施を通じて金融制度整備や金融当局の能力向上等に取り組んだ。特に、ミャンマー（緬）においては、保険分野の支援として、「保険セクター支援計画」（2018年6月策定）の「進捗報告書」を2019年11月に策定し、これらに基づく技術協力等を実施したほか、日系保険会社6社の進出支援を行い、同6社は緬保険市場における営業免許を正式に取得した（2019年11月）。くわえて、資本市場活性化支援の成果として、外国人投資家によるヤンゴン証券取引所の上場株取引の解禁が実現した（2020年3月）。

さらに、中長期的な視点に立った当局間交流の強化や、新興国における知日派の育成を目的として運営している金融連携センターについて、プログラムの内容の充実・改善を図ったほか、金融庁職員と同センター研究員、卒業生のネットワーク強化及び更なるプログラムの充実のため、大学等と連携する機会を増やした。